大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン宇品ショッピングセンター
 - (2) 所在地 広島市南区宇品東六丁目752番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

7#+**F+* **-**---

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	1 階平面駐車場	273台
2	1 階北側平面駐車場	10台
3	3 階建物內平面駐車場	5 2 4 台
4	R階建物內平面駐車場	5 4 3 台
	合 計	1,350台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	1 階平面駐車場	257台
2	1 階北側平面駐車場	10台
3	3 階建物內平面駐車場	333台
	合 計	600台

- 4 変更年月日令和8年2月17日
- 5 届出年月日令和7年6月16日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 広島市南区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和7年6月17日から同年10月17日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和7年10月17日
 - (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課